

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令及び油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のための薬剤の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令について

(平成18年12月8日公布：国土交通省・環境省令第5号)

## 1. 背景

- (1) 有害液体物質の汚染分類の再編等を内容としたマルポール条約附属書 及び国際バルクケミカルコード(注：国際海事機関で作成している船舶で輸送される物質の有害性の程度を分類したリスト)の改正が行われ、平成19年1月1日に自動的に発効、我が国に対しても効力を有することとなっている。

これらの改正において、船舶から有害液体物質を排出する際の事前処理方法についても変更されることとなったことから、同改正内容を担保するため、「船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令」(昭和62年総理府・運輸省令第1号)を改正し、必要な措置を講ずるものである。

- (2) また、ロンドン条約96年議定書の締結に向けた担保法であり、廃棄物の海洋投棄に係る規制強化を内容とした「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第48号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、「油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のための薬剤の技術上の基準を定める省令」(平成12年運輸省令第43号)について形式的な改正をする必要がある。

## 2. 改正の概要

- (1) 船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部改正
- ・有害液体物質を排出する際の事前処理方法に関し、貨物艙の洗浄に用いられる洗浄水の最低量について新たに規定する等の改正を行う。
  - ・マルポール条約附属書 から油類似物質の規定が削除されたことに伴い、同物質に関する規定を削除する。
- (2) 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のための薬剤の技術上の基準を定める省令の一部改正
- ・改正法の施行に伴う条ずれ整備を行う。

## 3. 施行日

平成19年1月1日

(2.(2)の改正については、改正法の施行日と同日の平成19年4月1日)